

タイトル	イングランド及びウエイルズの少年法制(二)：修復的正義(司法)の視座から
著者	吉田，敏雄
引用	北海学園大学法学研究，40(2)：245-266
発行日	2004-09-30

イングランド及びウェイルズの少年法制 (二)

——修復的正義(司法)の視座から——

吉 田 敏 雄

目 次

序	権威的修復的正義(司法)と民主的修復的正義(司法)	第二節	「犯罪及び公共道德違反法」の特徴
第一節	イングランド・ウェイルズ少年法制小史	第三節	「犯罪及び公共道德違反法」批判
(以上第四十卷第一号)		(以上本号)	

第二節 「犯罪及び公共道德違反法」の特徴

労働党の意見書「少年犯罪との取り組み、少年司法改革」中の主要提言は、ほぼ修正されることなく旗艦立法たる一九九八年の「犯罪及び公共道德違反法 (Crime and Disorder Act)」(二〇〇〇年四月一日施行) となって具体化した。少年犯罪者ばかりでなく、少年をもっと広く対象とする本法は、「子供及び少年の犯罪を予防することが少年司法制度の主要目的であらねばならない」と宣言し(第三七条)、少年司法委員会 (YJB: Youth Justice Board)⁽²²⁾、少年犯罪対処班 (YOT: Youth Offending Team)⁽²³⁾ の設置等の少年法制的組織改革を行い、新しい諸命令を導入した。新しい労働党の「新しい少年司法」の鍵要素を含む本法の特徴を概括すると次の通りである。⁽²⁴⁾

第一は、**比例の原則 (proportionality)** が強調されている。例えば、補償命令 (reparation order) における補償は、「裁判所の見解から、犯罪の重大性と釣り合いがとれていなければならない」(第六七条第六項)。これと結びつくのが、**応報思想**、つまり「当然受けるべき相応の報い」という価値―責任である。本法律は、子供、少年そしてその親の責任に力点をおいている。例えば、一〇歳以上一三歳以下の子供の刑事責任無能力 (doi incapax) 推定の廃止は(第三四条)、子供の犯罪の訴追を奨励し、その刑事責任を問いやすくすることを目的としている。それは被害者の利益になると主張されるのである。

第二は、**管理統制主義 (managerialism)** である。それは、「システム」それ自体、機関相互間の相互協力、地域自治体の少年司法への積極的取り組みの強調に現れている。その意図は少年司法制度をもっと効率的、効果的にし、お

そらしくはもつと経済的にすることにある (E's of economy, efficiency and effectiveness)。政府から独立した国の機関である「イングランド及びウェイルズ少年司法委員会 (Youth Justice Board for England and Wales)」の設立 (第四一条。内務大臣によって任命される一二名前後の委員によって構成されるこの多部門結合委員会の役割は、少年司法制度全体の戦略を立て、基準を設定し、成果を検証することにある。)、地域の機関である「少年犯罪対処班 (Youth Offending Team)」の設立 (警察官、保護観察官、ソーシャルワーカー、保健士、教育監督官、その他地域代表者から成る。構成員は国の「少年司法委員会」の承認を要する。その役割は、裁判前の警告 (warning) や裁判後の行動計画 (action plan) によって犯罪を減少させる企画を提供することにある。「少年犯罪対処班」は、ダイヴァージョンのためではなく、介入するために設置されたことに注意を要する。) は管理統制主義の例である。さらに、少年司法の新しい「目的」が宣言されている。少年犯罪者に対処するあらゆる機関及び人は「子供及び少年による犯罪の防止」という「主目的」に協働しなければならない。さらに、政府刊行物には、迅速な司法 (swift justice) が強調され、⁽²⁵⁾ そのため多くの実験企画が実践されている。

第三は、犯罪は家族内で伝染すること、子供の反社会的行動は後の犯罪の重要な予測指標であるといった考え、より一般的には、行動予測及びこれに基づく事前規制処置にかかわる危険評価 (risk assessment)、『統計数理』司法 (actuarial justice) の考え、つまり将来の犯罪の統計的蓋然性の強調、及びアメリカからの「割れ窓 (Broken Windows) 論」⁽²⁶⁾ が、「子供の保護」、「犯罪を芽のうちに摘む」という思考を経由して、次の諸命令、とりわけ、地域子供外出禁止命令、反社会的行動禁止命令への扉を開いたといえる。

①**子供安全命令**（第一条、第二条。Child Safety Order. 満一〇歳未満の子供が、刑事責任能力のある者（一〇歳以上）なら刑事責任を問われたであろう犯罪を犯した場合、嫌がらせ行為（harassment）、不安惹起行為（alarm）、迷惑行為（distress）を犯したか、犯しそうな場合、地域子供外出禁止命令（下記②参照）を破った場合、あるいは本命令が犯罪を防止するために必要であると思われる場合、三ヶ月から一二ヶ月の期間を定めて、ソーシャルワーカーや少年犯罪対処班（YOT）員の監視の下に置かれる。民事治安判事裁判所が本命令を下すのであるが、その証明規準は刑事裁判所の証明規準（合理的疑いを入れない証明）よりは低い民事の証明規準である。家事裁判所は、当該命令に関係する行動を防止し、子供が適切な保護、支援及び統制を受けられるように、適切な処置を具体的に科することができる。例えば、特定の場所に入りしめないこと、特定の子供とつきあわないこと、特定の企画や活動に参加することがそれである。この命令は、子供の福祉よりも反社会的行動の統制を目的としている。）

②**地域子供外出禁止命令**（第一条。Local Child Curfew Order. この命令は、地域自治体が、警察その他関係機関と協議し、内務省の承認を取りつけた上で、発するもので、特定の地域にいる一〇歳未満のすべての子供に適用され、午後九時から午前六時までの間特定の公共の場所に集まることを上限九〇日まで禁止し、もって、地域社会への迷惑行為、犯罪・反社会的習癖への少年同士の相互強化を防ぐことを目的とするものである。但し、親や責任ある大人が同伴している場合はこの限りでない。命令違反を犯している子供は警察官が家に連れ戻してよい。同様に、公共の場所にいる学校無断欠席者は警察官が学校へ連れ戻すことができる。第一六条。命令違反は子供安全命令を科する理由となる。地域自治団体はこの命令の適用に消極的であり、又この制度への批判もあるにもかかわらず、二〇〇一年の法改正により、命令対象年齢が一六歳未満に引き上げられとともに、地域自治団体又は警察が特定地域を対象とする

命令を出すことも可能となったCriminal Justice and Police Act 2001」

③反社会的行動禁止命令(第一条。Anti-Social Behaviour Order. 本命令は大人を主対象とするものであるが、一〇歳以上の子供、つまり一〇歳の子供にも適用可能である。警察又は地域自治体がお互いに協議して、反社会的人(々)、つまり、同一家計外の人(々)に反社会的行動をとった人(々)又はしそだった人(々)に対する反社会的行動禁止命令を民事裁判所に申し立てることができる。ここに反社会的行動とは、迷惑行為、不安惹起行為、嫌がらせ行為のことをいう。この地域に根ざす命令は最低限二年の命令であり、反社会的行動を防止するためのものである。命令違反は犯罪とされ、治安判事裁判所で上限六月の拘禁刑又は刑事法院で上限五年の拘禁刑、罰金並科に処せられる。⁽²⁸⁾及び

④性犯罪者命令(第二条。Sex Offender Order. これも地域に根ざす命令であり、性犯罪者の現在の行動からして、公衆の重大な損害を防止するためにはこの者に対する命令が必要であるとの合理的な理由があるとき、警察によって申し立てられる。本命令の対象者は一〇歳を越える者であり、その期間は最低五年である。)

第四は、「犯罪及び公共道徳違反法」は、それ以前と同じく、「地域社会」を主題に据えたことである。それは、地域社会に根ざす警告(warning)、補償命令(reparation order)、行動計画命令(action plan order)等に現れている。これと結びつくのが、活動的市民による犯罪及び犯罪予防責任の共有という観点からの犯罪防止団体の結成である。本法律は少年司法の主要目的は子供、少年による犯罪防止にあると宣言しているが(第三十七条第一項)、それは「犯

罪に対し厳しく、「もはや許さない」という形で政治の「大衆迎合的懲罰性」と結びついている。これは世論の反映であるばかりか、政治家が、大衆の言うところの懲罰的態度を、自己の目的実現のために利用している側面を有している。

第五は、本法がより「建設的制裁 (constructive sentence)」を設けるという観点から、包括的拘禁制裁たる**拘禁・訓練命令** (Detention and Training Order) を創設し、もって拘禁制裁を科する少年事件法廷の権限を増やしたことである。⁽²⁹⁾ この命令の半分の期間は施設内において、残りの期間は社会内で執行される。拘禁中の訓練計画が練られ、続く社会内監督期間も制裁の重要な一部をなす。本命令は上限が二年である。

従前の少年犯罪者施設収容 (detention in a young offender institution) の対象者は一五歳以上一七歳以下で、拘禁期間の上限は一事件につき六月であり、保安訓練命令 (Secure Training Order) の対象者は一二歳以上一四歳以下で、上限は二年であった。今回、これらの制裁を一つに統合した上で新設された拘禁・訓練命令は、固執的且つ危険と思われるときには、一〇歳、一一歳の少年にも科せられうるようになったのである。施行初年度 (二〇〇〇年四月—二〇〇一年三月) は、六千五十八件の拘禁・訓練命令が発せられたが、そのうち六一七件 (一〇%) は一二歳—一四歳の少年を対象とするものだった。

第六は、親に責任ある子育てを強制する**親業命令**を新設したことである (第八条、第九条。Parenting Order)⁽³⁰⁾。裁判所は、子供安全命令 (第八条第一項 a)、反社会的行動禁止命令 (第八条第一項 b)、あるいは性犯罪者命令 (第八条第一項 b) が下された場合、子供、少年に有罪判決が下された場合 (第八条第一項 c)、親に子供を学校に通わせる

ことができない廉で有罪判決を下された場合、(第八条第一項d、一九九六年の教育法第四四三条、同四四四条)、親業命令を発することが出来る。一六歳未満の者が有罪判決を下された場合、その者が再び犯罪を犯しそうであると裁判所が判断するとき、裁判所は本命令を下さねばならず、本命令を下さない場合、裁判所は公開の法廷でその理由を説明せねばならない(第九条第一項)。親業命令は、子供を持つ親に一週に一度最大限一二週続くカウンセリングやガイダンスの集まりに出席することを義務づける(但し、以前に親業講座を受けていた場合には、裁量により、命令を下さないことができる)。本命令は最大で一二ヶ月間その他の行為を義務づけることもできる(例えば、子供にきちんと通学させたり夜の門限を守るようにさせる)。本命令に従わない親には略式起訴で足りる犯罪として千ポンド以下の罰金を科することが出来る(第九条第七項)。罰金を支払えない場合は拘禁刑が執行される。

第七は、「犯罪者及び公共道徳違反法」は、相談会、補償命令、行動計画命令という形で、被害者の「権利」を配慮することにより、修復的司法(正義)の要素を取り入れた。更に、一九九九年制定の「少年司法及び犯罪証拠法(Youth Justice & Criminal Evidence Act)」は、修復的正義(司法)の範囲を広げるものと期待される今ひとつ別の新しい命令を導入し、その実施機関として少年犯罪者処遇審査会を導入した(詳細は本論文第五節及び第六節参照)。

第三節 「犯罪及び公共道徳違反法」批判

「犯罪及び公共道徳違反法」には様々な問題が包蔵されている。第一に、「刑事責任無能力の推定」の廃止には様々な視点から批判の目が向けられる。刑事責任能力年齢が一〇歳というのは、欧州では最低年齢に属する。例えば、ベルギー、ルクセンブルクが一八歳、スペイン、ポルトガルが一六歳、デンマーク、フィンランド、スエーデンが一五

歳である。このことは、イングランドの子供が他の国の子供より早く成熟することを意味するものでない。刑事責任年齢は、社会的・法的構成物であり、特定の社会が子供を犯罪者として処罰するのに適当と考える年齢を反映している。しかしイングランドでは、一〇歳という刑事責任能力は刑事責任無能力の推定、つまり一四歳未満の子供は責任能力が欠けているとの推定により和らげられてきた。訴追側が刑事責任能力を証明しなければならなかった。実際のところ、この証明は難しくなかったのである。教師やその他の大人による子供の能力に関する証言、子供自身による犯罪行為に関する善悪判断の自認等によって、刑事責任無能力推定は容易に覆されえたからである。したがってこの「推定」の重要性はその象徴性(symbolism)にあった。すなわちそれは子供というものの性質、子供の精神的傷つきやすさ(vulnerability)及び子供に対する刑事制裁の適切性に関する一つの言明だったのである。しかし子供による犯罪についての道徳的恐慌状態への対応として、政府は、一四歳未満の子供が善と悪との相違を明確には認識していないということを根拠に「推定」を維持する理由は全くない、それ故、子供に刑事制裁を科さないことにする必要はない、「推定」は「古くさく、……非論理的そして……不公正であり」、「良識に全く反する」と宣言したのである。⁽³¹⁾その論旨は、「推定」は、処罰されるべき子供の訴追を妨げている、「推定」の廃止は子供の自己責任感覚を促進するものであるというのである。訴追をするか否かの判断に当たって、子ども(一〇歳—一三歳)も少年(一四歳—一七歳)も等しく扱われる。⁽³²⁾確かに「犯罪の自己責任の奨励」ということは多くの西洋諸国の共通命題である。しかしここで重要なことは、その実現方法である。およそ八〇〇年続いた子供保護原則の廃止、それに続く刑罰化が、修復的正義に基づくもつと建設的な責任の取り方に優先しているところに問題がある。⁽³³⁾

さらに根本的問題として、犯罪責任無能力推定の廃止は、歴史的遺産である子供の特別の保護を浸食するものであるとして批判される。子供は以前よりも早く成熟するからもはや特別の保護を要しないと言う政府の主張は、実証さ

れておらず、「子供の無能力に対する危険な盲目性」を露わにしている。⁽³⁴⁾

犯罪責任無能力推定の廃止は、子供に「悲惨な結果」をもたらすとして批判される。逮捕、勾留、尋問、裁判、刑罰そして犯罪記録簿への登載が、当該子どものこれからの犯罪負因となりかねないと指摘されるのみならず、犯罪を犯したということばかりでなく、未熟であるということとで処罰される危険性が非常に大きいことも指摘される。⁽³⁵⁾「バルジャー事件」で、欧州人権委員会は二人の少年犯罪者に関する裁判に懸念を表明していたのである。

さらに、犯罪責任能力の廃止は、子供を一八歳未満と定義する国連「子供の権利条約」に違反するとして批判される。一九九五年一月、子供の権利委員会は英国政府の当該条約遵守度について批判的見解を明らかにした。それは英国政府に刑事責任年齢の引き上げを真剣に考慮することを促すものだった。しかし英国政府は逆に子供の犯罪を訴追しやすくしたのである。⁽³⁶⁾

第二は子供安全命令への批判である。本命令は、実際には、特定の子供に対する外出禁止命令である。それは、子供が定められた時間まで家にとどまること、特定の場所を避けることを要求するものである。刑事責任能力を変更するつもりはないとの政府の説明⁽³⁷⁾にもかかわらず、子供安全命令制度によって、刑事責任能力年齢が無意味になった。犯罪を犯した、又は犯罪を犯すかもしれない一〇歳未満の子供が処罰されることになる。子供が成長して犯罪を犯さなくなることを可能にするとか最低限の介入といった価値が放棄されてしまったのである。⁽³⁸⁾

第三は地域子供外出禁止命令への批判である。⁽³⁹⁾本命令は、当該地域の子供が何らの犯罪も犯していないし、犯す恐れのない場合でも、下されうる。実際には、本命令は、路上、公園、大型店等をぶらつく普通の子供の「通常の」行

動を処罰し、「通常の」行動を「疑わしい」行動と定義することで、子供をますます警察の監視に服させている。この命令によって、警察と子供の関係が良くなるとは考えられない。犯罪が減少することもあまり期待できない。子供が犯罪を犯す時間帯は放課後直後であることが多いからである。仮に、外出禁止命令の時間帯の犯罪が減少しても、それには留保が必要である。犯罪の場所的・時間的「移動」が生じうるからである。子供外出命令は、家族内での信頼感を減らし、家族、住民間の不安感を増やすことになる。夜間の合法的活動（例えば、犬の運動のための散歩）までもできなくなる命令は、不必要に制限的である。こういった子供の行動の自由、交際の自由の制限は、その人権及び市民的自由を侵害する可能性がある。

通常、外出禁止命令に違反した子供は警察官によって家に連れ戻される。しかし家の方が安全とはいえないため、子供が路上にいる場合はどうなるのか。子供虐待ということが事実ありうるのである。確かに、家に戻すと、子供に重大な危害が生ずると考えるべき合理的理由がある場合、警察官は家に連れて行かなくとも良いことになっている。このようにして警察官の介入によって、地域自治体が家庭の問題を知る機会が与えられる。しかし外出禁止命令に関する議論の焦点は、家庭内での被害者化よりは、犯罪を犯すことの可能性、路上での被害者化にあった。それ故、家庭状況の詳細な調査は無視されるかもしれない。

最後の手段として、本命令に違反した子供は地域自治体に保護される。しかし子供が何らかの不良行為又は犯罪を犯したということとは関係なく、いるべきでない場所にいたということにすぎないのに、保護されるのである。

地域子供外出禁止命令には、証明規準が全く要求されていない。地域自治体が適切と考えた場合に、当該命令が出されうる。そうになると、子供自身がどう感じているかとは関係なく、大人の抱く子供の行動観が支配的になる。

第四は、反社会的行動禁止命令や性犯罪者命令への批判である。⁽⁴⁰⁾ 子供の非犯罪的でしかも将来の行動が効果的に処罰されることになる。子供安全命令と地域子供外出命令に向けられた批判がここでも妥当する。地域自治体と警察は本命令を申し立てる広範囲な裁量権を持ち、命令自体が広く且つ曖昧な行動領域を対象とし、制限的であり、証明規準は低くて良く、被対象者の基本権保障に欠ける。命令違反行為は犯罪とされるが、社会的排除をなくそうと努力している政府がまったく新種の被追放者を作り出すことになる政策を採るということは奇妙である。しかも犯罪と刑罰の均衡がとれていない。

第五に、批判は拘禁・訓練命令にも向けられる。⁽⁴¹⁾ 一九九四年の「刑事司法及び公共秩序法」は、監禁訓練命令の対象年齢を引き下げ、一二歳以上一四歳以下の子供にも適用可能にした（適用基準は、拘禁刑可能な犯罪で三回以上の有罪判決が下され、監視命令違反があったこと、又は、監視命令中に拘禁可能な犯罪を犯したこと。したがって、万引き三回でも監禁訓練命令は可能）。しかし国連人権委員会は、「子供の権利条約」第三七条「子供の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従うものとし、最後の手段として、且つ最も短い適当な期間のみ用いること」に基づき、この対象年齢引き下げを批判した。政府はこれを無視し、それどころか、「犯罪及び公共道德違反法」により、命令違反には拘禁刑を持って臨むことにした。新設された「拘禁・訓練命令」は、一〇歳、一一歳の「固執的」且つ「危険」と思われる子供にも適用される。しかしこの対象年齢の拡大は不必要であると批判される。実証的研究によると、本命令の対象となりそうな子供は、早い時期から地域自治体によって把握され、その保護の対象となっていることが多い。さらに、従前の「監禁・訓練命令」施設は、「被訓練者の犯罪因的行動、物の見方を強化しがち」であったことも報告されている。十分な教育がなされず、処遇人員が不足していたのである。「拘禁・訓練命令」は内務省管轄の拘禁施設か地

域自治団体の安全収容施設で執行されうるが、本法律は、一〇歳、一一歳の子供が後者で執行されるべきことを何ら保証していない。

第六に、親業命令が専門家の見解に反するとして批判されるのである。⁽⁴²⁾ スコットランドの経験が引き合いに出される。つまり親の中には親業講座に出席しない者が出てくるが、それは親が親業講座を「育児のまずさ」と観念連合せ、それに出席することが貶格的に感じられるからだと指摘される。親は前もって定められた講義科目が好きでなかったか、出席を義務づけられていると感じたくなかったのである。親は専門的知識を得る機会そして自分自身の優先順位を持ちたかったという報告がある。⁽⁴³⁾

親業命令の支援的側面は魅力的であるが、個人道徳を強調し、応報としての罰金、拘禁による威嚇で親業を強制するやり方で（社会政策の犯罪化。criminalization of social policy）、はたして親の行動が変えられるかとなると疑問が生ずる。逆に、貶格化、潜在的憤りが事を悪化させがちである。手段（親業命令）がそれを科せられる者を傷つけ、惨めな感情を与えかねない。

「苦境にある子供」のいる家庭では、全責任が一人の親、主として母親に任せられていることが多い。それ故、親業の失敗で処罰されるのは、厳しい圧力に直面して家庭をまとめようと悪戦苦闘している母親ということになる。子供が苦境にある家庭では多くの場合、親が、あるいはむしろ母親といった方がよいのだが、脆弱であり、貧困である（生活保護、劣悪な住居環境等）。良くない社会環境要因が、家計のやりくり、低学力、家庭内の争い等と相まって、ストレスを加え、それが非行に繋がるのも無理無いことである。しかし統計的に見て「危機に瀕している」と思われる子供とその親に烙印づけるようないかなる介入戦略もおそらくは長所と同じくらいの危険をもっている。

親業命令制度は、犯罪を犯す子供の親は自らの責任を受け容れていないという前提に立っている。しかしこれは事実を極めて歪曲している。それはこういった親の多くが子供を育ててきた物質的条件を無視している。「固執性」子供犯罪者の調査からも分かるように、親は、自分の子供が刑事司法に捉えられ前に、その行動を何とか変えようとするものである。多くの親は子供の行動を変えるための助けを必死に求めている。親は、家庭崩壊、貧困と戦いながら、責任を果たしているのである。⁽⁴⁴⁾

明らかに、少年犯罪者の親を支援し激励する必要性はある。親業命令は親を援助、支援 (help and support) するものとされているが、裁判所の命令という強制的手段であるという点に大きな問題がある。親業命令の基礎となっている考えのあるものは支持に値するものの (拙劣な親業が非行に繋がるかもしれないという認識)、親業が不十分・不適切であることの背景には、貧困、社会的排斥、構造的不平等等を始めとするより根本的問題があること、これを考慮した支援のあり方に十分な注意が払われていないようである。刑事司法がうまく機能するためには、刑事司法が「消費者」の信頼を得、その支援をすることが必要である。しかし親業命令という支援のあり方は、刑罰を背後にもっていることから、親からは「正当な方法」だとは思われておらず、疎外的効果をもちそうである。親に共感を示し、そして親の自発性を認める親業支援こそが求められるのである。⁽⁴⁵⁾

最後に、国による統制の拡大、人権保障の欠如が指摘される。国は、親、犯罪を犯した子供もそうでない子供も、刑事責任年齢以下の子供にも、監視の目を拡大した。しかしこういった国の権限の劇的拡大が犯罪予防上どうしても必要であることの証明もないし、それによって犯罪防止の目的が達せられるとの証明もない。⁽⁴⁶⁾ この時期、刑事司法全体に影響を及ぼたのが一九九八年の「人権法 (Human Rights Act)」(二〇〇〇年一〇月施行) である。これは「欧

州人権条約 (European Convention on Human Rights)」を国内法化したものである。人権法は刑事制裁を科せられる少年の人権保障に格別の注意を払っている。例えば、第六条は、公正且つ公平な聴聞、手続きの時間・場所に関する適切な告知、被疑事件の準備と代理の現実的機会等の権利を保障している。しかし反社会的行動禁止命令、地域子供外出禁止命令などに見られるように、本法は個人の社会に対する権利よりも、共同体主義的思考 (communitarianism, communitarian thinking) から出立する個人の社会的責務というものを著しく強調している。⁽⁴⁷⁾

注

(22) 歴史的には、少年司法は、地域公共団体で様々な取り組みのできる一つの「広教会 (a broad church)」だったのである。しかし、会計監査委員会の現行システムに対する手厳しい批判 (fn. 18) に鼓舞されて、新しい労働党は中央から秩序維持を図ろうとした。その主要な道具が少年司法委員会だったのである。その主要な機能は、少年司法システムの働きの監視、全国的規準の実施状況の監視、適切な履行手段の確立にある。そこには、「組織的管理統制主義」の四つの主要な特徴、つまり、全体的戦略計画の創出、主要履行指標の構築、全体情報の積極的収集、及びシステムの上位目標を果たすための他部門間協働が見られる。最後の特徴は「少年犯罪対処班」の設定にはつとめと現れている。T. Newburn, *The contemporary politics of youth crime prevention*, in: J. Muncie, G. Hughes and E. McLaughlin, (fn. 2), pp. 452ff, p. 456.

(23) 新法施行前にあった少年司法班 (youth justice team) は、主として、ソーシャルワーカーから構成され、非拘禁制裁を科せられた少年犯罪者を担当し、他の刑事司法、処遇機関と連携することを主要任務とした。しかし、一方で、効率・効果という管理統制主義、他方で、多部門結合機関への実利的信仰によって鼓舞され、新しい労働党は新しいモデルとして少年犯罪対処班を設置したのである。T. Newburn, (fn. 2), p. 456.

少年犯罪対処班は、ダイヴァージョン機関ではなく、介入機関として構想された。その大きな役割は、少年司法機関活動の調整と地域自治体が定める少年司法計画を実施することにある。少年犯罪対処班は保護観察官、地域自治体のソーシャルワーカー、警察官、地域保健局の代表者、教育長の指名した者から成る。少年犯罪対処班は全一五四地域自治体に設けられた。現在、ソーシャルワーカー

- カーが五五%を占め、以下、警察官(一三%)、保護観察官(一〇%)が続く。「犯罪及び公共道徳違反法」は、毎年次少年司法計画を策定し、履行することを地域自治体に義務づけた。その際、地域自治体は、少年犯罪対処班を構成する主要機関(警察、保護観察、保健)の主席官と協議しなければならない。報告書が作成され、少年司法委員会に提出される。
- (24) A. Morris, L. Gelsthorpe, *Something Old, Something Borrowed, Something Blue, but Something New? A comment on the prospects for restorative justice under the Crime and Disorder Act 1998*, *Criminal Law Review*, 2000, pp. 18ff, pp. 23ff.
なお、「管理統制(management)」の必要性を強調する会計検査院報告書一九九八年版が本法律に影響を及ぼした。Audit Commission, *Misspent Youth* '98, 1998.
- 参照、守山正「イギリス労働党の少年司法政策——一九九八年犯罪・非行少年の処遇」(大谷実他編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集』第三巻所収(二〇〇〇年)三八三頁以下)。
- (25) Audit Commission, (fn. 18); Home Office, (fn. 20); Audit Commission, *Misspent Youth* '98, 1998.
- (26) J.Q. Wilson, G. Kelling, *Broken Windows: the Police and Neighbourhood Safety*, the *Atlantic Monthly*, March, pp. 29ff. 「割れ窓」論は、道徳違反行為と犯罪は通常密接に連続していることを説く。実務では、ニューヨーク市警察警視総監ウィリアム・ブラタン(William Bratton)の「零寛容(zero tolerance)」政策がニューヨークの「奇蹟」を実現したことと有名である。これにより銃器犯罪、殺人が劇的に減少したと言われている。しかしこの因果関係については争われている。他の多くの年も、かかる政策の導入が無くとも、あるいはその前から犯罪発生率が減少しているからである。安価な濃縮コカイン取引と関連した暴力犯罪の減少が見られ、これも連動した長期的変動の一部とも見られうる。いずれにせよ、「零寛容」といったレトリックは共同体主義にも見られることである。「一定の行動を常軌を逸脱していると見る社会に復帰する必要がある」と(A. Etzioni (fn. 21), p. 24) J. Muncie, (fn. 21), p. 25. 参照、本多勝一『新・アメリカ合衆国』二〇〇三年・四八頁以下。
- (27) この命令が民事命令であることは判例上確認されている。R.v. Manchester Crown Court, ex parte McCann, 2001.
- (28) 反社会的行動命令は、社会的排斥の問題に取り組んでいる政府が、同時に、追放される者を作り出すことに加担しているとして批判される。J. Gardner, A.v. Hirsch, A.T.H. Morgan, R. Ashworth and M. Wasik, *Clause 1 - The Hybrid Law from Hell?*, *Criminal Justice Matters*, 31 (1998), pp. 25ff.
- (29) Sh. Moore, *Child Incarceration and the New Youth Justice*, in: B. B. Goldson, (Ed.), (fn. 12), pp. 115ff. この論文は、

一九八〇年代初頭から一九九〇年代初頭にかけては、継続的立法行為により、非常に危険な案件は別として、子ども、少年に対する拘禁を制限する傾向が見られた。刑務所に収容される少年が著しく減少したのである。訴追の回避、社会内処遇が推進された。訴追されたり拘禁制裁を科せられた子ども、少年は、一九八一年から一九九一年にかけて、それぞれ三分の二、四分の三減少した。そこには、保守党政府を始めとして、社会内で少年犯罪者を監督するための賢明且つ建設的方策の方が、犯罪防止に役立つという認識が基礎にあった (The Children's Society, A False Sense of Security, 1993)。

一九八八年の「緑書：刑罰、拘禁及び地域社会 (Home Office, Green Paper: Punishment, Custody and the Community, 1988)」一九九〇年の「白書：犯罪、司法及び公衆の保護 (Home Office, White Paper: Crime, Justice and Protecting the Public, 1990)」は、拘禁は少年犯罪者の犯罪経歴を強化してしまうという観点から、少年犯罪者に対する拘禁の代替案を提案した。この白書に基づき、一九九一年の「刑事司法法」が制定された。それは一四歳の子どもに対する未決拘禁 (custodial remand)、拘禁制裁 (custodial sentence) を廃止し、さらに、一四歳を超える子どもに対する未決拘禁、拘禁制裁の使用を制限し、将来、一七歳未満の子どもに対する未決拘禁を廃止することを約束したのである。この政策は、国連「子供の権利条約」を適切に遵守する政府の義務を反映していた (連合王国は一九九一年二月に署名)。一九九〇年代初頭には、二〇世紀末までには子どもに対する拘禁刑が全面的に廃止されるのではないかと考えられていた。

しかし一九九三年に、風向きが変わった。「固執性」少年犯罪者 ("persistent" young offender) の大多数は統御できない、警察や裁判所はこれに対処するに無力であるという声が、報道機関、幹部警察官、司法部、政治家から澎湃とわき起こったのである。内務大臣 K・クラーク (K. Clark) は、その言う「本当に固執的な危険な子ども (really persistent nasty little juveniles)」を閉じこめる権限を裁判所はもつともつべきだと主張した。報道機関は、少年犯罪者を侮蔑し、人間としては見ない公衆の見方をうち消すようなことは何もしなかった。公衆の不満は、一九九三年に起こったジェイムズ・バルジャーの悲劇的死、その謀殺で起訴された二人の子どもの事件で頂点に達した。この二人の被告人の扱いが不当であるとの欧州裁判所の判断にも、タブロイド版新聞は肯んじなかったほどである。

一九八〇年代の少年司法システムの成功は報道機関による挑戦を受け、それが公衆の見方に影響を与えた様を、ビングガム卿がこう表現している、「数字が何を示そうと、少年の犯した注目される犯罪が扇情的に報道されることで、少年犯罪はますます重要な問題になってきており、犯罪はますます深刻になり、犯罪者はますます低年齢化していると人々は受け取っている」 (Lord Bingham of Cornhill, Justice for the Young, 1997)。政治家、公衆の厳罰要求に関して、「それ故、大部分は、犯罪者にもっと厳しく当たれと言

量刑宣告者への圧力は、犯罪者が実際に為していることへの誤解によって駆り立てられている」とも指摘される(Moxon, *The Role of Sentencing Policy in Goldblatt*, in: P. Lewis, C. Lewis (Eds.), *Reducing Offending: An Assessment of Research Evidence on Ways of Dealing with Offending Behaviour*, 1998)。無責任且つ不正確な報道の直接的被害を被る子ども、少年を支援するには遅すぎたといえるが、内事特別委員会も、報道機関は社会内制裁の報道にあたっては「責任ある態度をとる」べきであると勧告している(Home Affairs Select Committee, *Alternative to Prison Sentences*, 1998)。

厳しい少年司法政策をとるべしとの公衆、政治家の圧力の直接的結果として、一九九三年の「刑事司法法」があらたに制定された。それは、保守党政権が法と秩序の強硬路線に回帰したことを意味した。保守党政権は、一九七九年の政権担当以来、その大部分の時を、拘禁刑の適用を冷静且つ着実に減少させる努力をしてきた。しかしここに劇的転回が生じた。一九九一年の「刑事司法法」に見られたかなり進歩的な要素の若干のものが廃止され、「厳格さ」が正面に出てきた。一九九三年一〇月に開かれた保守党大会でのM・ハワード(M. Howard)の「刑務所に効能あり(Prison works)」という演説は、すでに始まっていた拘禁刑の適用増加にさらに拍車をかけたのである。これを少年についてみると、二一歳未満の拘禁受刑者数は、一九九三年六月から一九九六年六月にかけて三〇%の増加を見た。一八歳未満の拘禁受刑者数は、一九九五年と一九九六年のわずか一年間の間に三四%も増加した。内務省の報告によると、拘禁率の増加の主要因は、裁判所の拘禁制裁宣告数の増大、制裁期間の長期化にあり、起訴される者が増加したことではない(P. White, *The Prison Population in 1998: A statistical Review*, Research Findings No. 94, 1999)。女子少年受刑者も、一九九七年と一九九八年の間に、三九%増加した。この驚くべき傾向は今でも続いている。一九九四年の「刑事司法及び公共秩序法」は、少年犯罪者の拘禁、その他の新しい、もっと厳しい制裁に力を入れる保守党政権の新しい方針の頂点に立つものだった。同法は、一九三三年の「子ども及び少年法」第五三条の定める長期拘禁刑の適用を、一〇歳から一三歳少年の住居侵入窃盗(dwelling house burglary)にまで拡大した。同法は又、一五歳から一七歳の少年を収容する「青少年犯罪者収容所(Young Offenders Institution)」の最長期制裁を二月から二四月に引き上げると同時に、少年刑事法廷における治安判事の制裁権限を強化した。そのほか、同法は、子ども、少年の拘禁規定を拡大し、一二歳以上一四歳以下の固執性犯罪者を対象とする保安訓練命令(Secure Training Order)を新設した。そしてそれは民間運営の保安訓練センターで執行されたのである。この命令は、一九〇八年の「子ども法(Children Act)」に遡るこの年齢層に対する非拘禁政策を覆すものだった。

保守党政権の少年司法政策は、ダイヴァージョン、社会内処遇の促進からもっと多くのそしてもっと低年齢の少年を拘禁する方向へ大転換したのである。しかし国連の子ども委員会は一九九四年の「刑事司法及び公共秩序法」、特にその保安訓練命令、未決拘禁中

の子どもを継続して刑務所に拘置することに懸念を表明した。治安判事協会の雑誌「治安判事」編集部もこう論じた、「子どもを矯正する手段として、子どもを家から切り離すことは、信用を損なう政策である。それは矯正しないし、教育的観点からもうまくいかない。それはむしろくちやに費用がかかるし、少年司法システムの別の所でもっとうまく使われるべき基金の無駄遣いである」と(NARCO, *New Approaches to Youth Crime: Creating More Criminals*, 1993, p. 3)。

- (30) M. Drakeford, K. McCarthy, *Parents, Responsibility and the New Youth Justice*, in: B. Goldson (Ed.), (fn. 12), pp. 96ff., pp. 97ff. この論文によると、親業命令の起源は第二次世界大戦後の少年立法に遡る。一九六三年の「子供及び少年法」(Children and Young Persons Act)は、「犯罪発生率の高い地域に家庭助言センターを設けることで、親の責務を果たせるような施策を採った。同センターは、親に、子供の効果的規律・躾け方、法遵守態度の育成法を教えることを任務とした。危機に瀕している」と思われる子供への地域公共団体による早期介入に力点がおかれた。その思想は社会福祉であり、行動を変容させるためには、行動学習・強化の環境を変える必要があると考えられたのである。この思想は、一九六九年の「子供及び少年法」にも色濃く表れており、個人の欠損状態を扱うことによって、悪行は「治療される」との考えから、早期介入が促進された。しかし親業との関連では、同法は、家庭生活への過度の介入を促進したために、不信を招くことになった。他方、少年犯罪を減少させるためには、個人よりもむしろシステムを変えることの方が効果があるとの理論的、実務的指摘が強まった。ここに、苦境にある少年と日常的に取り組んでいる実務家と、その時代の政治的精神の偶然の一致が見られるにいたった。犯罪に基づく制裁、家庭生活への介入の制限を説く「正義モデル」が実務家の間に支持を増やした。国の任務を狭める政治思想が、一九六九年「子供及び少年法」の社会福祉政策に帰せられる拘禁制裁増加を反転させた少年司法実務家と結びついたのである。これが、最大限のダイヴァージョン、最小限の介入及びシステム管理統制に繋がったのである。

なるほど、子供やその家族に介入しないという考えは明らかな徹底した且つ自由主義的側面をもっていた。しかしこの考えから次の考えが導き出されたのである。すなわち、市民生活に介入しないということは、個人一般に、特に、親に新しい責務を移すことを意味したのである。白書『少年犯罪者』は、非行と刑事司法における権利剝奪との間に区別がなされるべきことを強調した (Home Office, *White Paper, Young Offenders*, 1980)。一九八二年の「刑事司法法」(Criminal Justice Act)はこの線に則ったのであり、少年司法においては、子供を統制する責任が親にあるものと見られ、家庭は処遇や社会復帰の場とは見られなくなった。その後、少年司法政策は、社会福祉から次第に離れ、「法と秩序」の懲罰性に動いた。それは少年を統制し、規律・躾けをする親の役割を重視する過程でもあった。一九九一年の「刑事司法法」が制定される頃までには、子供が犯罪を犯した場合の、親の責任を追求する一連の

施策が採られた。親はその子供の犯した犯罪の裁判に出廷しなければならず、罰金や賠償を親に支払わせる裁判所の権限が強化された。白書は、監視命令への親の関与を奨励し、地域公共団体には、出廷した親に助言、指導するよう催促したのである(Home Office, White Paper, Crime, Justice and Protecting the Public, Cmd 956, 1990)。

一九九一年の「刑事司法法」の最も重要な側面は、「子供に適切な面倒を見て、子供の適切な統制をする」ようにその親に義務づける権限を裁判所に与えたことである。この義務違反には、最高千ポンドの罰金が科せられた。一九九四年の「刑事司法及び公共秩序法」は、この裁判所の権限を拡大し、子供の社会内制裁の要件遵守を保証すべき親も含めた。一九九八年の親業命令それ自体の起源は、一九九一年の親への義務づけに見られる。両方の制裁とも、如何なる法的代理人もつかずに、科せられたのであるが、親に要求される子供の統制対象の行動は具体化されておらず、統制の手段も具体化されていない。両方の命令ともに、万一、親が子供のための「責任を果たす」ことができない場合、刑事制裁の可能性がある。しかしこの制度には治安判事や少年司法実務家からの批判がある。親の影響力は少年の犯罪防止の上で重要であるかもしれないが、義務づけは、すでに緊張状態にあるかもしれない家族関係に損傷を与えることにしかならない。実証研究も、義務づけは、子供を統制できるとの非現実的期待に基づく不公平な処罰であると親が感じていること、家族内の葛藤を増加させることを証明している(M. Drakeford, Parents of Young People in Trouble, The Howard Journal of Criminal Justice, 35 (3), 1996, pp. 242ff.; Penal Affairs Consortium, Parental Responsibility, Youth Crime and the Criminal Law, 1995)。ここから分かることは、親業に焦点を合わせた制度は、その手段の効果への信頼の産物と言うよりは、むしろ「政治的效果」の産物だと言うことである。

少年司法政策において家庭生活への介入の必要性が再認識されるようになったのは、社会政策の発展と関係がある。一九八〇年代に、離婚率の上昇、片親家族に懸念が広がった。これが、暴走族、雄羊襲撃者、固執性犯罪者といった少年の「悪鬼化」と結びついて、応報の雰囲気を高めた。一九九三年の「ジェイムズ・バルジャー事件」は両大政党間に、どちらが犯罪に最も「厳しく対処する(tough on crime)」かに関して、争いの火花を点火させた。親への態度は、その子供の福祉を改善するための援助・支援に基づくのではなく、非難の風潮が広がった。つまり、親、とりわけ、「下層階級」と烙印を押された親は、子供を統制し、規律・躾けをするための努力をもっとすべきである、さもないと裁判所で責任を問われると。一九九六年の「原点に返ろう」キャンペーンに表れた伝統的「家庭価値観」回帰への呼びかけによって、犯罪との闘いの中心となる親という形をとった罪贖のヤギが政府に提供されることになった。これによって、犯罪問題解決に当たり、経済的剝奪といった政治的に錯綜した、構造的な問題、社会的辺縁化を迂回することが可能となったのである。

このような態度は保守党に限定されたのではない。新しい労働党は、その野党時代に、「子供をもつということは完全に私的な行為ではなく、全生活共同体に意味をもつ行為だということが、広く認められる必要がある」と論じていた (J. Straw, Anderson, Parenting: A Discussion Paper, 1996)。新しい労働党は、政権に復帰した後、一九八〇年代の非介入政策からの離別を宣言し、政府の役割は、親がその責任を果たせるようにするために家庭生活に介入することにあると論じ、同時に、少年刑事法廷は、少年犯罪者を取りまく社会環境を広く考慮すべきだとも論じた (Home Office, fn. 12)。しかしその後の立法は、個人責任、親の責任が強調されることになった。一九九八年の「犯罪及び公共道德違反法」は、裁判所が親業命令を下すに当たって考慮しなければならない情報を「少年の家庭環境、命令が家庭環境に及ぼしそうな効果」に限定したのである (第九条第二項)。かくして、少年の福祉の観点から重要な社会・経済的、構造的要因が審議事項から排除されている。内務大臣 A・ミシェル (A. Michael) によると、社会福祉は、少年司法制度の第一次的関心事ではない、ただ、どの程度それが、少年犯罪を防止するという主要目的を通して達成されるかは関心事といえる (R. Card, R. Ward, The Crime and Disorder Act 1998: A Practitioner's Guide, 1998)。この立場は、一九八九年の「子ども法」と真つ向から対立する。後者は、少年の生活への介入は「社会福祉照合表」と非対審的な方法での親との「協調的働き」に基づくべきとしていたのである。

- (31) Home Office, (fn. 20), p. 6. これは保守党政権下での政策と対照的である。Home Office, Crime, Justice and Protecting the Public, Cm 965, 1990, para.8.4. 「刑法は、人が正と悪の区別を理解する、という原理に基づいている。幼少の者はこの区別が容易にできないのであって、法律はこのことを考慮している。刑事責任年齢は、これ以下ではどんな子供も訴追できないのだが、一〇歳である。一〇歳以上一三歳以下の子供に犯罪で有罪判決を下しうるのは、自分の行ったことがひどく悪いことだと知っている、との証明が訴追側にできた場合に限られる。政府はこのやり方を変更するつもりはない、子供の理解力、思考能力がまだ発達中であるという事実に適切な考慮が払われている。」

なお、一九九〇年代を通して、一部は、「バルジャー事件」で拍車がかけられたのであるが、責任無能力推定の廃止へ向けた圧力があつた。一九九六年に、控訴院刑事部は刑事責任無能力推定はもはや刑法の一部ではないと判示した。貴族院はこれを破棄したが、改正の必要があると判示した。(C (A Minor) v DPP [1996] 1 A.C. 1, HL)

- (32) これは一九六〇年代の労働党の政策、つまり子供には保護が必要であり、犯罪行為に対しする個人的責任はないという主張からは遠くかけ離れている。二つの白書が完全に実践に移されていたなら、一九六九年「子供及び少年法」は刑事責任年齢を一四歳に引き上げていただろうといえる。L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 10), fn. 23.

- (33) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), pp. 212f.; S. Bandalli, Abolition of the presumption of Doli Incapax and the criminalisation of children, *Howard Journal of Criminal Justice*, 37, 1998, pp. 114ff.
- (34) S. Bandalli, (fn. 18), p. 119; J. Fionda, New Labour, Old Hat: Youth Justice and the Crime and Disorder Act 1998, *Criminal Law Review*, 1999, pp. 36ff., p. 39.
- (35) M. Ashford, making criminals out of children: abolishing the presumption of doli incapax, *Criminal Justice*, 16, 1998; B. Goldson, (fn. 8), p. 20.
- (36) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), p. 214; Ch. Bell, *Appealing for Justice for Children and Young People: a Critical Analysis of the Crime and Disorder Bill 1998*, in: B. Goldson (Ed.), (fn. 8), pp. 191ff., pp. 193ff.
- (37) Home Office, (fn. 20), p. 6.
- (38) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), p. 214; B. Goldson, (fn. 8), p. 14; J. Fionda, (fn. 34), p. 45.
- (39) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), pp. 215f.; B. Goldson, (fn. 8), pp. 15ff. なお、第一及びアメリカ合衆国の実証研究から、外出禁止命令と少年犯罪発生率の間に関係が認められなかつた。第二に、少数民族(黒人、スペイン系アメリカ人)への差別的適用が指摘されている。
- (40) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 10), p. 217; J. Gardner, A. von Hirsch, A. T. H. Smith, R. Morgan, A. Ashworth and M. Wasik, (fn. 28), pp. 25ff.
- (41) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 10), pp. 217f.; B. Goldson, (fn. 8), pp. 20ff.
- (42) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), pp. 218f.; M. Drakeford, K. McCarthy, in: B. Goldson, (fn. 12), pp. 96ff., pp. 101ff.
- (43) *Save the Children (Scotland), Supporting Parents, Supporting Parenting: Positive Parenting, First Year Report*, 1998.
- (44) A. Crowley, *A criminal waste: A study of child offenders eligible for secure training orders*, 1998.
 B. Goldson, (fn. 8). この論文によると、一九八九年の「子ども法 (Children Act)」は「子どもの福祉が、法的手続においても専門的扱いにおいても「至高の関心事」であることを明確にしていた。「どの地域自治体にも、その地域にいる困っている子ども」、つまり「健康と成長の合理的基準を達成したり維持できそうにもない」、あるいは達成したり維持したりする機会をもてそうにもない者」の「福祉を保障し、促進する一般的責務がある」(第一七条第一項、同条第一〇項a)。しかし法律の美辞麗句と現実の間には大きな溝があったのである。一九八〇年代、一九九〇年代には、社会経済的階層化、両極化の深化・広域化、構造的不平等が進んだの

である。こういった経済的状況は子どもへ不可避的影響をもたらし、三一％が貧困生活状態にあり、一〇％が貧困ぎりぎりの生活状態にあった (V. Kumar, *Poverty and Inequality in the UK: the effects on children*, 1993)。他の工業諸国と比較して、連合王国は、子どもの生活の質的向上に資する投資は殆どしてなかったのである。連合王国は、基本的公益事業への投資に関して、一九八九年に、経済協力開発機構加盟国二一ヶ国中、一七位であり、保健支出だけで見ると、同加盟国二四ヶ国中、二二位だった (Children's Rights Development Unit, *UK Agenda for Children*, 1994)。家庭支援、社会の安全、保健、住居、教育、少年・地域対策に関する現在の社会・経済的政策の影響によって、実に多くの子ども、少年が貧困状態、構造的不利益を蒙っており、これが子ども、少年の様々な機会を限定し、その潜在的力の発揮を妨げている。

少年司法システムの「被搾取者 (fodder)」にもっともなりそうなのは、社会経済的生活のまさに縁の部分で生活しているこういった子どもである。手を焼かせる子ども、少年犯罪者を取りまく社会的状況は、常に複雑な、相互連関的不利益をもたらしている。しかし現在の少年犯罪をめぐる議論、とりわけ政府や報道機関のそれには、手を焼かせる子ども、少年を取りまくひどい、敵対的社会環境が分析の対象となっていない。「非物質化、非状況化 (dematerialisation and decontextualisation)」が進む過程で、複雑な諸原因究明が遅れ、その代わりに、道徳と個人責任という粗雑な構成物によって補強された次元の低い還元主義が前面に出てきたのである。「親の責任、個人の責任を強調することで、犯罪の広い構造的な原因が隠蔽される、……犯罪は、疎外、絶望、物理的環境の低下、失業、不景気の印としてよりは、道徳的腐敗、非難すべき反権威的態度の象徴として説明される」 (L. Gelsthorpe, A. Morris, *Juvenile Justice* 1945-1992, in: M. Maguire, R. Morgan and R. Reiner (Eds.), *The Oxford Handbook of Criminology*, 1994, p. 982)。

(45) B. Goldson, (fn. 8), pp.13f.; T. Newburn, (fn. 2), p. 221.

(46) L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 21), p. 221.

(47) A. Crawford, T. Newburn, (fn. 2), p. 17. なお、本法の施行時期は、委託命令 (本論文第五節参照) の実験的実施の時期と重なる。そこで実務家は次の三点、つまり、委託命令の強制的性質、その結果であるダイヴァージョンの可能性の限定、及び契約内容の犯罪との比例について思慮せねばならなかった。しかし今日に至るも、委託命令や少年犯罪者処遇審査会廃止に向けての公式の動きはない。